

吉川市告示第161号

吉川市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年5月1日

吉川市長 中原 恵人

吉川市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条の規定に基づき、吉川市のスポーツ推進計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、吉川市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体から推薦を受けた者
- (3) スポーツ企業から推薦を受けた者
- (4) 高齢者支援団体から推薦を受けた者
- (5) 障がい者支援団体から推薦を受けた者
- (6) 公募市民
- (7) 教育機関から推薦を受けた者
- (8) 行政機関の関係職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第7条に規定する計画案の報告の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議は、委員長が必要と認めるとき又は会議の決定があったときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、計画案を策定したときは市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康長寿部スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第7条に規定する計画案の報告をした日限り、その効力を失う。